

金融庁月刊オンライン広報誌

アクセスFSA 第87号 (2010年9月)

http://www.fsa.go.jp/access/index.html



初閣議後記者会見を行う 自見大臣 (9月18日)



金融機関との意見交換会で挨拶する 自見大臣(東海財務局にて) (9月27日)

目次

【特集】 金融庁の平成23年度税制改正要望について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
【トピックス】 平成 22 事務年度監督方針について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【お知らせ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
【金融ここが聞きたい!】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
【8 月の報道発表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
【8月のアクセス数の多いページ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

【フォトギャラリー】

大臣、副大臣、大臣政務官が出席された会議等の写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



職員に訓示を行う大塚前副大臣 (9月24日)



職員に訓示を行う東副大臣 (9月24日)



職員に訓示を行う田村前大臣政務官 (9月24日)



職員に訓示を行う和田大臣政務官 (9月30日)

【特集】

平成23年度税制改正要望について

8月末、金融庁では「平成23年度税制改正要望項目」を取りまとめて公表するとともに、要望書を財務省・総務省に提出しました。この平成23年度税制改正要望においては、「新成長戦略~『元気な日本』復活のシナリオ~」(平成22年6月18日閣議決定)も踏まえ、「新金融立国」の実現を目指すなど、以下の考え方を柱として、必要な税制上の措置を要望しました。

主な具体的要望項目

1.経済の持続的な成長への貢献

現下の経済金融情勢等に鑑み、上場株式等の軽減税率の延長 金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大

2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立

イスラム金融に関する所要の税制措置

証券貸借取引に関する所要の税制措置

国際課税原則の見直し(「総合主義」から「帰属主義」への変更)

3. 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大

特定口座の利便性向上に向けた所要の措置店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>金融庁の平成 23 年度税制改正要望について</u> <u>(8月30日)</u>にアクセスしてください。

【トピックス】

平成22事務年度主要行等向け監督方針について

平成22事務年度中小・地域金融機関向け監督方針について

平成22事務年度保険会社等向け監督方針について

平成22事務年度金融商品取引業者等向け監督方針について

金融庁では、毎年、事務年度当初に、主要行等、中小・地域金融機関、保険会社等、金融商品取引業者等の監督上の重点事項を明確化するため、それぞれごとに監督方針を策定・公表することとしています。

本事務年度も、8月27日に、例年と同様、「平成22事務年度主要行等向け監督方針」「平成22事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」「平成22事務年度保険会社等向け監督方針」「平成22事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」を策定・公表いたしました。以下、その概要を説明します。

1. はじめに

平成 22 事務年度監督方針の策定時点において、我が国の金融システムの周囲には、世界経済の下振れ 懸念、金融資本市場の変動、デフレの影響等のリスク要因 (特に、欧州財政問題の深刻化、米国経済の先 行き不透明感等)が存在していました。

また、本年6月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」において、金融機関は、実体経済のバックアップ役として、将来の成長可能性を重視した資金供給等を通じて、そのサポートを行うことが求められています。こうした役割を果たすためには、リスク管理をはじめとした財務の健全性が確保されることが必要となっています。

こうした環境下において、監督当局が金融機関の監督を行うに当たっては、ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に、

リスク感応度の高い行政

国民の目線・利用者の立場に立った行政

将来を見据えた行政

金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政

という監督姿勢で臨んでいくこととしています。

この他にも、監督に当たって留意すべき点として、検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行等の関係機関との一層緊密な連携を図るほか、報告や提出資料の必要性について年一回定期的な点検を行うなど 金融機関の負担軽減にも配意すること等としています。

これらを踏まえ、金融機関ごとに、以下の分野に重点を置いて監督を進めていくこととしています。

2. 重点分野

(1)主要行等

円滑な金融仲介機能の発揮

新成長戦略が本年6月に閣議決定されたことや、昨年(平成21年)12月に中小企業金融円滑化法が制定されたこと、改正貸金業法が6月から完全施行となったこと等を受けて、本事務年度は、「金融仲介機能」に関する内容を充実させています。

事業の持続可能性等を促す金融機関の取組みの促進(新成長戦略を踏まえた、成長可能性を重視した金融機関の取組みの実態把握)

中小企業金融・個人向け融資(住宅ローン等)に対する金融仲介機能の発揮(中小企業金融円滑化法への対応状況の把握、消費者向け貸付けへの積極的な対応に関する実態把握等)

リスク管理と金融システムの安定

主要行等が、適切な経営管理(ガバナンス)の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の健全性や金融システムの安定のためだけでなく、変化する環境の中で安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融機能を十全に発揮するためにも必要です。

特に、主要行等の動向が金融システムに大きな影響を与えることを踏まえ、「マクロ健全性 (macro prudential) 監督」の視点を重視した監督を行っていくこととしています。その際、マクロ経済分析、市場モニタリング、個別金融機関の監督という多様なツールを総合した手法を活用していくこととしています。

財務基盤の強化(収益の確保を含めた自己資本の充実)

リスク管理手法の改善 (ストレステストの質の向上、市場リスクへの対応強化、リスク量制限手法の限界に対する対応)

グループ化や国際展開への対応 (グループ全体でのリスク管理、非日系与信も含めたリスク管理、 流動性管理)

顧客保護と利用者利便の向上

昨事務年度に引き続き、顧客保護と利用者利便の向上については、以下の事項に重点を置いて監督 していくこととしています。

情報セキュリティ管理の徹底等(顧客情報の厳格な管理の徹底)

顧客への説明態勢の充実等(不招請勧誘規制への対応、視覚などの障がい者に対する対応)

相談・苦情処理態勢の充実(10月に導入される金融ADR制度への対応等)

金融機能の不正利用の防止(振り込め詐欺の被害に対する迅速かつ的確な対応等)

(2)中小・地域金融機関

中小・地域金融機関向け監督方針においては、主要行等向け監督方針と共通する内容のほか、以下のような点を記載しています。

円滑な金融仲介機能の発揮

地域金融機関においては、地域密着型金融を一層推進することにより、借手企業の経営改善や地域 経済の活性化に貢献し、そうした取組みが自らの財務の健全性や収益性の向上にも資するような好循 環を目指していくこと、利用者の期待やニーズに応え、価値創造型の金融仲介機能を持続的に発揮し ていくことが重要です。こうした考え方の下、当局としては、地域金融機関において地域密着型金融 の更なる推進が図られるよう以下のような取組みを進めていきます。 各種ヒアリングの機会を通じ、各金融機関における地域密着型金融に関する取組み状況をフォローアップしつつ、当該取組みが利用者と地域銀行の双方にとって、より実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各金融機関の創意工夫を凝らした自主的な取組みを促していきます。

地域金融機関が中長期的な視点に立って、人材育成や外部機関の活用等を戦略的に行うこと等により、目利き能力の向上やノウハウの蓄積に努め、利用者の期待やニーズに的確に対応するための取組みを組織全体として継続的に進めているか等について重点的に確認します。

リスク管理と地域における金融システムの安定

市場リスク管理強化の観点から、特に、政策保有株式について、リスク管理態勢が構築されているか検証するとともに、保有債券に関連して、金利上昇リスクに対する取組み状況を注視します。信用リスク管理の強化の観点から、大口先等に対する与信のリスク管理や、経営改善努力を行っている取引先に対する継続的な訪問、経営改善計画等の進捗管理、地道な経営相談・経営改善指導等のきめ細やかな対応が適切になされているかについて検証します。

収益性の向上の観点から、地域金融機関が、中長期的な視点に立って収益基盤の充実を図るため、 利用者の期待やニーズを具体的に把握したうえで、地域密着型金融に関する取組みを組織全体で どのように実践していこうとしているか等を把握します。

信用金庫・信用組合における、相互扶助・非営利といった協同組織金融機関の基本的性格等を踏まえた金融仲介機能の発揮や、中央機関による業務補完・支援機能を注視するとともに、中央機関との一層の連携強化に努めます。

顧客保護と利用者利便の向上

昨事務年度に引き続き、顧客保護と利用者利便の向上については、主要行等向け監督方針と同様の 事項に重点を置いて監督していくこととしています。

(3)保険会社等

保険会社等の監督にあたっては、国民生活経済活動のために保険会社が果たすべき役割に十分留意しつつ、以下の分野に重点をおくこととしています。

リスク管理の高度化の促進

保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化による財務の健全性確保とその財務情報の適切な開示が必要となっております。

金融危機を踏まえたリスク管理の高度化の促進 (多様化・複雑化したリスクの統合管理態勢の整備、連結財務規制の導入)

ソルベンシー評価の見直し等 (リスク計測を厳格化したソルベンシー・マージン比率の導入、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入に向けた検討)

顧客保護と利用者利便の向上

保険会社等による顧客保護・利用者利便の向上については、以下の事項に重点を置いて監督してい くこととしています。

情報セキュリティ管理の徹底等(顧客情報の管理)

適切な保険金支払管理態勢の構築(適時・適切な保険金支払いの確保)

適切な保険募集態勢の確立(保険商品の販売・勧誘ルールの遵守)

相談・苦情処理態勢の充実(10月に導入されるADR制度への対応)

保険会社等の属性に応じた監督対応

保険会社等の業務規模や保険募集の形態が多様化している状況を踏まえ、保険会社等の業務規模・ 態様等の属性に応じた監督を行うこととしています。

保険会社グループへの対応(グループ全体の業務の適切性、財務の健全性の確保)

中小規模の保険会社への対応(効率的な実態把握の実施)

少額短期保険業者等への対応 (注意深いモニタリング等の実施)

保険募集形態の特色に応じた対応 (形態の特色に応じた適切な募集の実施)

商品審査の実効性確保(審査の実効性、迅速化・効率化の確保)

(4)金融商品取引業者等

市場仲介機能の適切な発揮

金融商品取引業者等が、市場の担い手として市場仲介機能を適切に発揮することにより、我が国市場に対する投資者の信認を高め、市場の発展につなげていくことが一層重要となってきています。市場仲介機能の適切な発揮に向けた対応状況の検証(オペレーションの信頼性向上(誤発注防止等)、発行者へのチェック機能発揮(引受審査)、投資家へのチェック機能発揮(売買管理等)、自己規律の維持(利益相反の防止等))

顧客情報・法人関係情報の管理の徹底

反社会的勢力排除の徹底

質の高いリスク管理の促進

株式売買高が引き続き低調に推移するなど、金融商品取引業者等の収益環境は必ずしも良好とはいえない状況にある中で、金融商品取引業者等が、質の高いリスク管理を徹底することがますます重要になってきています。

証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進

早期警戒制度の的確な運用、業界横断的・時系列的な分析

来年4月からの証券会社グループへの連結監督・規制の導入を踏まえ、グループ全体の経営実態の 適時・的確な把握、統合的なリスク管理態勢等の重点的検証

ヘッジファンド等各種ファンドの実態把握や上場」リートの運営状況等の注視

顧客保護と利用者利便の向上

顧客保護と利用者利便の向上については、主要行等向けにおける取組みのほか、以下の事項に重点 を置いて監督していくこととしています。

格付会社における態勢整備、登録格付がない場合の証券会社等の説明態勢の整備等

外国証拠金取引に係る証拠金導入規制・強化へのFX業者の対応

第二種金融商品取引業に係る投資家保護に向けた取組み

業務の継続性に問題が認められる場合、顧客財産の保全のため、適切に対応

未公開株やファンド取引に係る詐欺的な勧誘事案、無登録業者による取引等への対応

詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「平成 22 事務年度監督方針及び検査基本方針等について」(22 年 8 月 27 日)にアクセスしてください。

http://www.fsa.go.jp/news/22/20100827-2.html

平成 22 事務年度検査基本方針・検査基本計画について

金融庁では、平成22年8月27日、本検査事務年度(22年7月1日~23年6月30日)の検査運営の基本的枠組みや検査重点事項等を明確化するため、「平成22検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」を策定・公表しました。以下では、22検査事務年度検査基本方針の概要を説明します。

1.はじめに

我が国経済は、着実に持ち直してきていますが、世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動やデフレの影響などのリスク要因があります。こうした中で、金融機関においては、実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うことが求められています。

こうした情勢を踏まえ、本検査事務年度の金融検査に当たっては、各金融機関において、資金需要者への適切・円滑な資金供給や利用者への良質な金融商品・サービス提供という役割を果たす態勢が整備されているか検証するとともに、そうした役割を果たすことができるだけの十分な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているか検証することを基本としています。

2.基本的な取組姿勢

金融検査の運営に当たっては、金融検査の質的向上(ベター・レギュレーション)を運営指針として、その実践を進めることとしており、具体的には、金融検査マニュアルの前文に記載されている五原則¹を基本に据え、双方向の議論を通じ一層深度ある検証に努めることとしています。

また、ベター・レギュレーションの進化に向けた取組みとして、総合的な対応策(アクションプラン)を持続的計画的に遂行することや、日本銀行や海外当局等の関係機関及び監査人との連携をさらに強化すること、金融検査における金融機関の負担軽減に努めることを掲げています。

3. 各種検査の基本的枠組み

本検査事務年度は、金融検査の実効性向上とともに、金融機関の負担軽減を図っていく観点から、検査局のオンサイトデータ集積・分析機能と、監督局のオフサイトモニタリングデータ集積・分析機能とを一体化し、オン・オフシームレスなモニタリングを強化することで、金融機関の負担軽減を図りつつ、一層メリハリのある金融検査を進めることとしています。また、各業態等に係る検査の基本的枠組みについても記載しており、例えば、主要行については、検証分野を絞り込んだターゲット検査を基本に、必要に応じ特定のテーマに絞った各行横断的検査(テーマ別横串検査)も実施することとしています。

4.検査重点事項

(1)経営管理態勢の整備

金融機関において、金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、適切な経営管理のもとでの、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要です。こうした観点から、本検査事務年度は、経営方針に基づく戦略目標について十分な分析と検討が行われているか、戦略目標や各種リスク管理方針が組織全体に着実に浸透・実践されているか、等について重点的に検証することとしています。また、合わせて、取締役・監査役等が、取締役会等において実質的議論を行っているか、職務執行及びその監督の職責を果たしているか、等についても検証することとしています。

(2)金融円滑化の一層の推進

金融機関においては、その業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、金融の円滑化を図るとともに、債務者の経営改善に関して積極的なサポートをすることが期待されています。20、21 検査事務年度は、金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、中小企業等の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているか、を重点的に検証してきましたが、本検査事務年度は、こうした観点に加え、金融機関がコンサルティング機能等を十分に果たしながら、引き続き、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているかを重点的に検証することとしています。

具体的には、中小企業等に対する金融仲介機能の発揮について、債務者の実態をきめ細かく把握した上で、数字に表れない技術力、経営者の資質等を踏まえ、円滑な金融仲介機能を発揮できるための融資態勢が整備されているか、中小企業金融円滑化法第6条に規定する必要な措置を講じるための態勢が整備されているか、等について重点的に検証することとしています。また、中小企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援の確保について、顧客訪問を通じた経営相談など日常的で地道な取組みを積極的に行う態勢やライフサイクルに応じた各段階においてきめ細かな経営相談等を行うための態勢が整備されているか、等について重点的に検証することとしているほか、経営相談等に関し優れた取組み等が認められる場合には、金融検査において積極的に評価することとしています。

-

¹ 重要なリスクに焦点をあてた検証、 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、 問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証、 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、 検証結果に対する真の理解 (「納得感」)。

(3)リスク管理態勢の整備

リスク管理態勢の整備については、昨事務年度の基本方針と同様、5つの項目を掲げています。統合的リスク管理については、金融技術の進展により、金融機関間の取引が高度に複雑化していることから、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えられないリスクが発生することなどを念頭におくなどしてリスク管理態勢の整備を図る必要があります。特に、多様なリスクを内包する金融商品のリスク管理に際しては、それらを総合的に考慮する必要があり、あわせて、バーゼル・第2の柱で考慮すべき主要なリスク(バンキング勘定の金利リスク等)についても、適切な管理態勢を整備する必要があります。したがって、本検査事務年度においては、金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた統合的リスク管理態勢が整備されているかについて重点的に検証することとしています。

信用リスク管理については、金融機関の経営戦略や規模・特性等を踏まえた信用リスク管理態勢が 構築されているか、大口与信やプロジェクトファイナンス等の複雑な形態の与信等について、スキー ムの実態やリスク特性を十分に把握した上で適切な審査・与信管理が行われているか、与信管理部門 において、信用格付の見直しを適切に行っているか、的確な予兆管理に努めているか、等について検 証することとしています。

金融グループ全体としてのリスク管理については、グループ全体としての強固なリスク管理態勢を 構築することは、我が国金融機関の国際競争力の強化に資すると考えられることから、本検査事務年 度においては、グループ全体として、総合的なリスク管理態勢が整備されているかについて重点的に 検証することとしています。

保険会社におけるリスク管理態勢については、内外の経済・金融環境が大きく変動している状況を踏まえ、資産運用リスク、保険引受リスク等の管理態勢が整備されているか、等について重点的に検証することとしています。

システムリスク管理については、経営陣自らが、専門家任せにすることなく、システムリスク管理 に十分コミットメントしているか、顧客や決裁システムに大きな影響・障害を与えるようなリスク事 象を網羅的に洗い出して、対策を講じているか、等について重点的に検証することとしています。

(4)顧客保護・利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけではなく、 金融機関に対する国民の信頼向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する取組みであり、金融 機関においては、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を凝らした金融商品・サー ビスの提供により競争力を高めていくことが重要です。

こうしたことから、顧客保護等については、顧客等に関する情報管理の徹底や、適切かつ安全な金融取引の確保、相談・苦情等への適切な対応、顧客に対する適切な説明について重点的に検証することとしています。また、利用者利便の向上については、金融機関の利用者利便向上に向けた取組みについて、優れた事例があれば積極的に評価することとしています。

5.終わりに

金融庁では、本基本方針に基づき、金融機関の利用者や国民の視点に立った適切かつ実効性のある検査を実施していくこととしています。

詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「平成 22 事務年度監督方針及び検査基本方針等について」(22 年 8 月 27 日) にアクセスしてください。

http://www.fsa.go.jp/news/22/20100827-2.html

「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書の取りまとめについて

公認会計士試験については、社会人を含めた多様な人材が公認会計士を目指しやすくなるよう、平成 15 年に公認会計士法が改正され、平成 18 年より新試験制度が実施されています。

しかし、その後の状況を見ると、試験合格者の企業等への就職は難航しており、また、社会人の受験者・合格者は十分に増加していません。一方で、経営環境の悪化を主因として監査業界の採用人数の減少等も見られる中、試験に合格しても監査法人等に就職できず、公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができない者が多数生じるといった事態が生じています。

こうした状況を踏まえ、公認会計士試験・資格制度のあり方について、昨年 12 月より、大塚副大臣を座長とする「公認会計士制度に関する懇談会」において検討を行い、本年 7 月 30 日に中間報告書が取りまとめられました。

中間報告書においては、

- ・ 試験合格しても公認会計士となるための資格を取得できない者(待機合格者)をできるだけ出さない 方策
- ・ 多様な非監査サービスや企業内実務を支える人材の育成のための新たな資格 (例えば、「財務会計士 (仮称)」) の創設
- ・ 監査証明業務を支える公認会計士の質の一層の向上
- 資格取得後の質の確保

等についての考え方が示されております。

この中間報告書については、8月4日から9月2日にかけて意見募集を行いました。

今後、いただいたご意見も踏まえつつ、待機合格者の解消やグローバル化等の環境変化に対応した監査・会計分野の人材育成等の観点から、公認会計士試験・資格制度についてさらに検討を進めてまいります。

詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、<u>「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書の公表及び意見募集について(平成22年8月4日)</u>にアクセスして下さい。

政策提言についての「大臣目安箱」開設について

自見金融担当大臣は、金融行政一般について、職員及び広く外部の方々から政策提言を募るため、8月27日より、「大臣目安箱」を開設しました。

「大臣目安箱」にいただいたご提言は、自見金融担当大臣に届くこととなっており、あわせて、金融庁内の担当部局にも回付し、金融行政の参考にさせていただきます。

詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>『政策提言についての「大臣目安箱」開設</u>について』(平成22年8月27日)にアクセスしてください。



金融庁ウェブサイトのトップページにバナーを設置しています。

多重債務者相談強化キャンペーン 2010 の実施について

内閣に設けられた「多重債務者対策本部」では、「多重債務者相談強化キャンペーン」として、毎年9月~12月にかけて、弁護士会・日司連・法テラスとの共催で、全国の自治体において多重債務の無料相談会等を行ってきています。

本年は、改正貸金業法の完全施行に伴い、新規借入・返済困難者の増加、ヤミ金利用の増加等が懸念されています。このため、一層の制度周知、初期相談・事業者向け相談の充実、及び相談増加等に対応できる態勢の充実等といった課題に対処するべく、本年度も、本キャンペーンを9月~12 月に実施することとしました。

この「多重債務者相談強化キャンペーン 2010」では、キャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体(注)及び財務局等が共同で、消費者及び事業者向けの無料相談会を実施します。

本年度のキャンペーンのポイントは以下の通りです。

制度周知

改正貸金業法の完全施行直後であることを踏まえ、無料相談会においてもリーフレットの配布等、制度周知に努めます。

初期相談の充実(関係部局との連携強化)

改正貸金業法の完全施行に伴って、新たに生ずる新規借入・返済困難者を早期に発見し、適切な多重相談窓口につなぐことが可能となるよう、各都道府県の多重債務者相談窓口の一覧を、各都道府県の徴税部門等の関係部署に周知します。

また、多重債務者相談に訪れた相談者について、必要に応じて、他の関係機関、各都道府県の関係部署に誘導します(生活再建に向けて福祉部門と連携することや、自殺の恐れがある場合に、自殺対策担当部署を紹介すること等)。

事業者向け相談の充実

従前のキャンペーンでは、消費者を対象とした相談が中心でしたが、改正貸金業法の完全施行を踏まえ、貸金業者からつなぎ資金等の借入れを行ってきた事業者にも影響が生ずるおそれがあることから、中小企業団体の協力も得て、事業者向けの説明会についても充実させます。

貸金業者を通じた多重債務無料相談会の周知

貸金業法第 12 条の9においては、貸金業者に対して、多重債務者を適切なカウンセリング機関に紹介することが義務づけられています。また、無料相談会の周知は、貸金業者がその利用者に対して行うことが、非常に有効であると考えられます。

そこで、財務局等及び各都道府県より、監督する貸金業者に対して、無料相談会の日時や場所について周知を行うことで、貸金業者が、自身の利用者について、借入れ又は返済に関する相談等が必要と認められる場合に、無料相談会を紹介し、誘導することを要請します。

キャンペーン期間中、各地で開催される無料相談会の開催予定は、下記の番号でご案内いたします。ご相談につきましては、下記連絡先まで、お問い合わせ下さい。

注)中小企業団体とは、全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会。

貸金相談デスク() : 0570-001127・03-3506-7229

貸金相談デスクでの受付は 12/28 まで

金融サービス利用者相談室:0570-016-811・03-5251-6811

法テラス・コールセンター : 0570-078374・03-6745-5600

消費者ホットライン : 0570-064-370

詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>「決定文と実施要領」(平成 22 年 8 月 31</u>日)にアクセスしてください。

【お知らせ】

貸金デスクの開設について

平成 18 年 12 月、多重債務問題の解決を図ることを目的として、「上限金利の引下げ」や「借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐ総量規制の導入」などを内容とする改正貸金業法が全会一致で成立しました。

同法は、三年半の期間をかけて段階的に施行されてきましたが、本年6月18日に完全施行されました。

本年6月22日には、完全施行後、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を 検討していくため、「改正貸金業法フォローアップチーム」が設置されました。

この「フォローアップチーム」では、「改正貸金業法に係る制度の周知徹底」 の施策を進める上での第 1の柱としており、本年6月末までとしていた「あなたは大丈夫?キャンペーン」を本年8月末まで延 長・拡大するなど、制度の周知に努めています。

金融庁では、これらの取組みの一環として、7月23日に、改正貸金業法に関する相談等の受付窓口として、『貸金相談デスク』を開設することとしました。『貸金相談デスク』においては、

- ・貸金業法の改正により金利が下がったが、6月18日以前に契約した借入にも適用されるのか
- ・年収証明書の提出を求められたが、提出しないと今後貸してもらえなくなるのか

といった、改正貸金業法に係る問い合わせや、貸金業者からの借入についての相談を受け付けています。 質問、相談等ございましたら、是非一度、貸金相談デスク(以下)へお問い合わせ下さい。

金融庁としては、今後とも、関係機関等とも連携しながら、相談の充実・強化を図るとともに、制度の周知徹底と実態把握に努めていきます。

名称:「貸金相談デスク」

開設日 : 平成 22 年 7 月 26 日

開設期間 : 平成22年12月28日まで

受付時間 : 平日 10:00~18:00

電話番号 : 0570-001127

IP 電話・PHS からは03-3506-7229 におかけください。

受付内容: 改正貸金業法に関する相談等

詳しくは、金融庁のウェブサイトの「報道発表資料」から<u>「貸金相談デスクの開設について」</u> (平成22年7月23日)にアクセスして下さい

その「もうけ話」、大丈夫ですか? 詐欺的な投資勧誘にご注意ください!

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。 くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

<u>こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に</u>関らないようにしてください。

「ファンド (組合など)」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、 金融庁(財務局)の登録を受けた業者に限られます。

<u>これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関</u>らないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。 少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めし ます。

金融庁ウェブサイトでは、よりくわしい情報や、勧誘を行う業者が金融庁 (財務局) の登録を受けているかを確認できます。

なお、金融庁(財務局)の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保障されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

金融庁金融サービス利用者相談室(受付時間:平日10:00~16:00)

電話 (ナビダイヤル): 0570-016811

IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。

FAX: 03-3506-6699

詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ 投資勧誘等にご注意ください! (金融庁ウェブサイト)
- ・ 免許・許可・登録等を受けている業者一覧(金融庁ウェブサイト)

皆様からの情報提供が市場を守ります!

<u>証券取引等監視委員会</u>は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成21年度には、7.118件と多数の情報をお寄せいただきました。

<個別銘柄に関する情報>

- 相場操縦(見せ玉や空売りによるものなど)
- ・ インサイダー取引 (会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)
- ・ 風説の流布 (ネット掲示板の書込みやメールマガジンによるデマ情報など)
- ・ 疑わしいディスクロージャー (有価証券報告書や適時開示など)
- ・ 疑わしいファイナンス (架空増資や疑わしい割当先など)
- 上場会社の内部統制の問題

・・・など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引 (FX)業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行 為 (リスク説明の不足、システム上の問題など)
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題 (リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など)

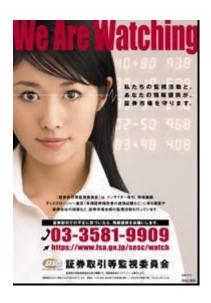
・・・など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド(投資詐欺的な資金集めなど) 無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者(いわゆる仕手グループなど)に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、 デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています(個別のトラブル処理・調査等 の依頼には対応していませんので、ご了承ください)。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの<u>情報受付窓口</u>からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館

直 通:03-3581-9909(情報受付窓口直通)

FAX: 03-5251-2136 https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

【金融ここが聞きたい!】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「記者会見」のコーナーにアクセスしてください。

Q: 12 日にバーゼルの銀行監督委員会が、新しい自己資本規制策というのをまとめましたけれども、これに対する大臣としての評価と、国内銀行がこの規制に対応していくに当たっての課題というのをどのようにお考えでしょうか。

A. 9月12日、スイスのバーゼルにおいて、国際的な所要自己資本の規制水準及び段階的実施を検討するため、中央銀行総裁と銀行監督当局の長の会合が開催されたところでございます。

会合終了後、報道されていますようにプレスリリースがございまして、最低基準については総資本の水準を8%とする。普通株等のTire1やTire1全体の比率を高めるということ、それから最低基準とは別に景気悪化時に取り崩し可能な資本のバッファーの積み増しを認めること。それから、新規則の実施時期、2013年から資本保全バッファーも含めた規制水準の全体実施を2019年とするなど、様々な移行時期、経過措置などで合意したところでございます。

ご存じのように、この合意は私も前からも申し上げてきましたが、我が国の主張をかなり踏まえていただけたものだというふうに思っておりまして、中長期的な自己資本の強化を図る一方、急速な実施による実体経済への影響に配慮した措置が相当程度盛り込まれておりまして、金融システムの強化に向けてバランスのとれた結果になっていると評価いたしております。

(中略)

後段の質問でございますが、日本の銀行に対する影響はいかにと、こういうことでございますが、今回の合意については、日本の銀行に対する影響を一概にコメントすることは困難でございますが、しかし、今回の合意は中長期的な自己資本の強化の必要性と実体経済への影響、双方に配慮したバランスのとれたものとなっており、我が国の銀行にとりましても実体経済に大きな影響をもたらすことなく、経営努力の範囲内で達成可能な内容であるというふうに考えております。

【平成22年9月14日(火)閣議後記者会見】

Q:金融 ADR の件でお聞きします。生保業界や損保業界など保険業界の団体が、(今月)15 日に金融 庁から金融 ADR の指定機関とされたのですが、その機関について要望すること、それから期待する ことがあったら、お話をお願いします。

A. 金融 ADR の制度は、業態ごとに紛争解決機関の指定制を導入することにより、ADR というのは専門家も入っていますから、当然、紛争解決の公正性・中立性を確保するとともに、金融機関に手続応諾・和解案の尊重等を求めることにより、紛争解決の実効性を確保することを目的としたものであるということはご存じのとおりでございますが、金融庁としては利用者にとって迅速・簡便・柔軟な苦情処理、これは裁判、法廷外の苦情処理を公平・公正にやろう、なおかつ、お互いに納得していこうという制度でございますから、苦情・紛争の解決が行われるとともに、苦情処理・紛争解決に関する利用者の信頼性と実効性が確保されるように、各指定紛争解決機関において適切な業務運営が行われることを期待いたしております。

【平成22年9月17日(金)閣議後大臣会見】

○ 新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)へのご登録のご案内 金融庁ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)を行っています。 皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、<u>「新着情報メール配信サービス」</u>に、英語版の登録は <u>Subscribing</u> <u>to E-mail Information Service</u> にアクセスしてください。

証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの<u>「新着情報メール配信サービス」</u>に、英語版の登録は <u>Subscribing to E-mail Information Service</u> にアクセスしてください。

公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版) を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監 査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「新着情報メール配信サービス」に、英語版の登録は Subscribing to E-mail Information Service にアクセスしてください。



【8月の報道発表】

8月3日	アクセス	企業会計審議会総会資料(平成22年8月3日開催)
	アクセス	株式会社マルに対する行政処分について
	アクセス	イランの拡散上機微な核活動等に関与する者に対する資産凍結等、核技術等に関連するイランに よる投資の禁止及びイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転の防止の措置につ いて
	<u> アクセス</u>	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 15 登録講習機関関係)(案)」に対するパブリックコメントの結果について
	<u>アクセス</u>	「貸金業法施行規則第二十六条の六十三第二号及び第三号の規定に基づき、金融庁長官が定める 時間等を定める件 (案)」に対するパブリックコメントの結果について
4日	アクセス	「ベター・レギュレーションの進捗状況について」(第4回)の公表について
	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について
	アクセス	「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書の公表及び意見募集について
	<u>アクセス</u>	「第4回コーポレート・ガバナンス連絡会議」の開催について
	<u>アクセス</u>	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 (案)」等の公表について
<mark>5 日</mark>	アクセス	株式会社メイヤー・アセット・マネージメントに対する行政処分について
<mark>6日</mark>	アクセス	平成22年3月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)
9日	<u>アクセス</u>	「前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正 (案) の公表について
10 日	<u>アクセス</u>	第1回金融税制調査会資料(平成22年7月30日開催)
	アクセス	第2回金融税制調査会資料(平成22年8月4日開催)
11 日	アクセス	平成 21 年度金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について
	アクセス	「行政処分事例集」の更新について
13 日	アクセス	「金融庁業務継続計画」の策定等について
	<u>アクセス</u>	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣 府令の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について
<mark>19 日</mark>	<u>アクセス</u>	バーゼル銀行監督委員会による「自己資本・流動性規制強化の長期的な経済影響度評価」の公表 について
	<u>アクセス</u>	金融安定理事会・バーゼル銀行監督委員会による「自己資本・流動性規制強化の移行期間におけるマクロ経済影響度評価」の公表について
20日	<u>アクセス</u>	バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「銀行の実質的な破綻状態における規制資本の損失 吸収力を確保するための提案」の公表について
26日	<u>アクセス</u>	中央商銀信用組合に対する行政処分について
	アクセス	視覚障がい者に配慮した取組みの積極的な推進に係る要請について
<mark>27 日</mark>	<u> アクセス</u>	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について

アクセス 第5回金融税制研究会資料(平成22年7月1日開催) アクセス 第6回金融税制研究会資料(平成22年7月13日開催) アクセス 平成 22 事務年度監督方針及び検査基本方針等について アクセス 政策提言についての「大臣目安箱」開設について 30 ⊟ アクセス 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について アクセス 金融庁の平成23年度税制改正要望について 平成23年度予算及び機構・定員要求について アクセス 31 日 アクセス 租税特別措置等に係る政策評価について 「平成21年度実績評価書」及び「平成22年度事業評価書」の公表、並びにその「要旨」等の アクセス 公表について アクセス 金融機能強化審査会の議事録の公表について アクセス 「あなたは大丈夫?キャンペーン」について アクセス 多重債務者相談強化キャンペーン 2010 の実施について アクセス 貸金業関係統計資料集の更新について

【8月のアクセス数の多いページ】

<mark>アクセス</mark> マークより公表ページを見ることができます。

このコーナーは8月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。 なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの <u>アクセス数の多いページ</u> (過去の情報等)にアクセスしてください。

● 金融庁が検査実施中の金融機関

http://www.fsa.go.jp/receipt/k_jyouhou/fsa.html

- 免許・許可・登録等を受けている業者一覧 http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html
- 中小企業等に対する金融円滑化対策について http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu.html
- 企業会計審議会

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/top.html

- 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について
 http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20100813-2.html
- 知ってナットク!中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識 http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/nattoku.pdf
- 金融商品取引業者登録一覧

http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kinyushohin.pdf

● 行政処分事例集

http://www.fsa.go.jp/news/22/20100811-2/01.xls

- 平成22事務年度監督方針及び検査基本方針等について http://www.fsa.go.jp/news/22/20100827-2.html
- 貸金業法Q&A

http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/qa.html